

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会  
平成30年8月30日答申分

## ○答申の概要

- |                        |    |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 2件 |
| 国民年金関係                 | 2件 |
| (2) 年金記録の訂正を不要としたもの    | 1件 |
| 国民年金関係                 | 1件 |

厚生局受付番号 : 東北(受)第1800094号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1800009号

## 第1 結論

昭和46年1月から同年9月までの請求期間については、付加保険料(昭和48年12月までは所得比例保険料。以下同じ。)を納付した期間に訂正することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年1月から同年9月まで

私が所持する国民年金手帳には、「(所得比例保険料を納付する者となる申出)昭和46年1月1日」と記載されてあるが、国の記録では、請求期間の付加保険料の納付記録が無い。当時、父親が家族の国民年金保険料を一括して納付しており、私の付加保険料を含む国民年金保険料も納付したはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間の付加保険料を含む国民年金保険料は、請求者の父親が家族の国民年金保険料と一括して納付していた旨主張しているところ、請求者並びに請求期間当時に同居していた請求者の兄、義姉及び姉に係るA町(現在は、B市)の国民年金被保険者名簿(紙名簿)によると、請求期間を含む昭和44年1月から請求者がB市に転出する昭和46年9月までの国民年金保険料は、いずれも納付年月日が同一である上、全て納期限内に納付されていることが確認できることから、請求者の父親の保険料に関する納付意識の高さがうかがえる。

また、請求者から提出された国民年金手帳及び請求者に係る上記被保険者名簿によると、請求者は、昭和46年1月に付加保険料を納付する者となる申出を行ったことが確認できる。

請求期間のうち昭和46年1月から同年3月までの期間について、請求者の兄に係る上記被保険者名簿によると、請求者の兄は、請求者と同様に昭和46年1月に

付加保険料を納付する者となる申出を行い、同月から同年3月までの国民年金保険料は付加保険料を含み納付していることが確認できることから、納付意識の高い請求者の父親が、請求者の兄の付加保険料を納付し、請求者の定額保険料を納付しながら付加保険料のみを納付しないとは考え難く、請求者の付加保険料についても請求者の兄と同様に納付したと考えるのが自然である。

請求期間のうち昭和46年4月から同年9月までの期間について、上記年金手帳の昭和46年度国民年金印紙検認台紙に記載された金額は、請求期間当時の付加保険料を含む国民年金保険料の3か月分金額と一致していることから、当該期間の付加保険料は、定額保険料とともに納付されていたものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1800096号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1800010号

## 第1 結論

昭和60年11月及び同年12月の請求期間については、国民年金保険料(以下「保険料」という。)を納付した期間に訂正することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和34年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年11月及び同年12月

私は、請求期間の保険料について、父親から渡された納付書でA町(現在は、B市)の役場窓口で納付した記憶がある。しかし、国の記録では、請求期間が保険料の未納期間となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間は2か月と短期間である上、請求者に係るA町の国民年金被保険者名簿(紙名簿)及びオンライン記録によると、請求者の国民年金加入期間において、請求期間以外に保険料の未納期間は無いことが確認できることから、請求者は、保険料に関する納付意識が高かったことがうかがえる。

また、上記被保険者名簿によると、請求期間を除く昭和59年1月から昭和61年3月までの期間の保険料は、いずれも過年度納付されていることが確認できることから、請求者は、請求期間に係る過年度保険料の納付書を所持していたものと考えられる。

したがって、納付意識の高い請求者が、請求期間に係る納付書を所持し、請求期間前後の保険料を納付していながら、請求期間の保険料のみを納付しないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1800033号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1800011号

## 第1 結論

昭和38年7月から昭和51年1月までの請求期間については、国民年金保険料(以下「保険料」という。)を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和13年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和38年7月から昭和51年1月まで

前回、請求期間については、婦人会の集金人に夫婦二人分の保険料を納付していたので、調査の上、記録を訂正してほしい旨訂正請求を行ったが、訂正は認められないとする平成28年3月30日付けの通知を受け取った。

しかし、請求期間の保険料をA市(現在は、B市)C地区の婦人会(以下「婦人会」という。)に納付したことは間違いなく、免除期間とされていることに納付できないので、改めて訂正請求を行った。再度調査を行い、請求期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、①請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿(紙名簿)によると、同名簿は昭和54年4月5日に作成されたことが確認できるところ、請求期間は保険料の法定免除期間として記録されていることが確認できる上、請求者に係る国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)においても、請求期間は、同年9月頃まで保険料の未納期間と記録され、その後、保険料の法定免除期間に訂正されていることが確認でき、請求期間の保険料が納付されていた形跡は見当たらないこと、②請求者に係るD町(現在は、E町)の国民年金被保険者名簿(紙名簿)によると、同名簿の昭和36年7月から昭和40年12月までの欄に「時効」と押印されていることが確認できることから、同町において、請求期間のうち昭和38年7月から昭和40年12月までの保険料は未納として取り扱われていたと考えられ、

同町でも当該期間の保険料が納付された形跡は確認できないこと、③請求者は、請求期間について、請求者及びその夫の保険料を合わせて納付したと主張しているが、請求者の夫に係るA市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、請求者の夫に係る請求期間の保険料は、未納又は申請免除とされており、請求者の主張と異なること、④請求期間は151か月に及び、これだけの長期間にわたって行政が処理を続けて誤るとは考え難いこと、⑤B市の回答からは、請求期間における婦人会による保険料の集金の実態を確認することができないこと、⑥請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことなどから、年金記録の訂正は必要でないとする東北厚生局長の決定が、平成28年3月30日付けで既に通知されている。

しかしながら、請求者は、請求期間の保険料は婦人会の集金人に納付していた旨強く主張して、再度訂正請求を行っているものである。

今回、紙台帳検索システムにより、請求期間当時、A市C地区において保険料の納付記録が確認できる15人に対して照会したところ、12人から回答があり、そのうち5人は、婦人会が保険料を集金していた旨回答していることから、婦人会が保険料を集金していたことは推認できるものの、当該5人のうち婦人会において保険料の集金を担当したことがあったとする2人は、いずれも婦人会が保険料を集金するようになったのは昭和51年頃からであった旨回答しており、請求期間に係る保険料を請求者が婦人会で納付していたことがうかがえる回答は得られなかった。

そのほか、今回、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、請求内容及びこれまで収集した資料等を含めて再度検討したが当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。